

## 所沢市総合教育会議の運営に係るガイドライン

## 1 目的

このガイドラインは、総合教育会議の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

このガイドラインにおける用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 調整 教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの市長の権限に属する事務との調和を図ることを意味する。
- (2) 協議 調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味する。

## 3 協議・調整できる事項

総合教育会議で協議及び調整することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 大綱の策定・変更に関する事項
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

## 【想定される事項】

- ア 予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項
  - ・学校等の施設の整備
  - ・教職員の定数等の教育条件整備に関する施策
- イ 市長と教育委員会との連携が必要な事項
  - ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
  - ・青少年健全育成と生徒指導の連携
  - ・居所不明の児童生徒への対応
  - ・福祉部局等と連携した総合的な放課後対策及び子育て支援
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

## 【想定される状況】

- ・いじめ問題により児童・生徒等の自殺が発生した場合、又はいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条の重大事態の場合
  - ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
  - ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局等と連携する場合
  - ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局等と連携する場合
  - ・犯罪の多発等により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
- (4) その他市長及び教育委員会が適当と認める事項

#### 4 招集手続

総合教育会議の招集は、原則として市長が行い、開催の連絡とあわせて協議・調整事項を提示するものとする。

会議の招集を行った場合には、市長は、直ちに会議開催の場所及び日時並びに協議・調整事項を告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

政策の実現に予算等の権限を有する市長との調整が特に必要となる場合には、教育委員会から開催を求めることができる。

##### 【教育委員会から開催を求める場合に想定される事項】

- ・教職員定数の確保
- ・教材費や学校図書館の充実
- ・ICT環境の整備
- ・就学援助の充実
- ・学校への専門人材や支援員の配置
- ・その他政策の実現に予算等の権限を有する市長との調整が特に必要となる場合

#### 5 緊急を要する場合の開催

緊急を要する場合にあっては、市長と教育長のみで総合教育会議を開くことができる。この場合においては、教育委員会の全ての委員の出席が困難であることを要する。

なお、教育委員会から教育長のみが出席する場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされているときや教育長に対応を一任しているときには、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことを可能とするが、そのいずれにも該当しないときは、教育委員会において再度検討した上で、改めて市長と協議・調整を行うこととする。

#### 6 議事録

議事録を要約方式で作成し、公表する。

#### 7 会議の公開

総合教育会議は原則として公開とするが、次の場合は、非公開とする。

- (1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- (2) 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定
- (3) その他意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合

#### 8 事務局

総合教育会議の事務局は、経営企画部企画総務課が行う。

#### 9 その他

このガイドラインに定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項が生じた場合、又は変更する場合は、市長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定するものとする。

##### 附 則

このガイドラインは、平成27年8月21日から施行する。

##### 附 則

このガイドラインは、平成29年 月 日から施行する。